

令和8年度焼津市ふるさと住民登録制度を活用した関係人口創出事業業務委託に関する公募型プロポーザルの実施についての回答書

No.	日付	事項	質問	回答
1	5/1	仕様書 4 委託業務内容 (4) コミュニティ環境創出（現地相談窓口・交流イベント・オンラインコミュニティ） エ ふるさと住民登録制度と市公式ファンクラブ「ぶづぶのやいづクラブ」とコミュニティの連携設計（関係人口の定量把握システムとイベント情報発信の統合）を行うこと。なお、連携にあたり、翌年度以降新たなランニングコストが生じないようにすること。	受託後にぶづぶのやいづクラブ公式LINEアカウントの権限は付与いただけるのでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> ・本プロポーザルにて契約決定した受託者様への権限付与は想定しておりません。 ・編集・配信は本市職員等で操作し、受託者様には連携するための企画立案のみいただくことを想定しています。
2	5/1	(6) (仮称) ふるさと住民協議会（以下、「協議会」とする）の構築・運営（受入体制・住まい/登録制度設計） ア 協議会の構築・運営に関して以下の業務を行うこと。 (ア) 協議会については、既に構築されている焼津市二地域居住等促進協議会を元に構成するものとする。 (イ) 協議会を期間内に4回以上実施し、開催にかかる施設利用料等を委託料に含むこと。 (ウ) 協議会委員への謝礼の支払いを委託料に含むこと。	協議会委員への謝礼金額や協議会の開催場所に指定はありますか。	<ul style="list-style-type: none"> ・協議会委員への謝礼は、1回の協議会出席につきお一人5,000円を予定しております。2回、3回出席いただく場合はお一人あたり10,000円、15,000円と金額が増加いたします。 ・協議会開催場所に指定はありませんが、本事業における「特定居住促進区域」内であり、且つ、委員の皆様の出席に負担のない場所（駐車場が整備されている等）で開催したいと考えております。
3	5/1	(エ) 次の協議会開催までに進展のあった事業内容等を、適宜協議会委員に共有し、協議会の会議録を作成すること。	<ul style="list-style-type: none"> ・ふるさと住民協議会は、受託者が新規に立ち上げた上で焼津市二地域居住等促進協議会様へ加盟いただくということでしょうか。 ・その場合、焼津市二地域居住等促進協議会委員の皆様には市役所様よりお声がけいただけるのでしょうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・(ア)に記載しておりますとおり、既存の焼津市二地域居住促進協議会を元に構成するため、第一回協議会にて協議会名の変更をお諮りし、「(仮称)ふるさと住民協議会」に名称変更することに賛成いただいてから協議会名を新たに活動する予定です。 ・第一回協議会開催時は市から委員の皆様にお声がけいたします。